大阪府の将来に向けた募集学級数のあり方等検討会議　設置要綱

（目的）

第１条 　大阪府における公立中学校卒業者数の今後の変動を見据え、高校に進学する生徒にとって望ましい公立・私立それぞれの募集学級数のあり方等を検討するため、「大阪府の将来に向けた募集学級数のあり方等検討会議」（以下、本会議という。）を設置する。

（検討事項）

第２条 　本会議では、次に掲げる事項について、意見交換する。

1. 公私それぞれの募集学級数のあり方
2. その他、必要な事項

（構成）

第３条 　　本会議は、次に掲げる者をもって構成する。

1. 公立高等学校関係者  
   大阪府教育庁 教育監  
   同 教育振興室長  
   同 教育振興室高等学校課長
2. 私立高等学校関係者  
   大阪私立中学校高等学校連合会 会長  
   同 会長が指名する者  
   大阪府教育庁 私学監  
   同 私学課長
3. 大阪府教育庁 教育総務企画課長

（会議の主宰）

第４条　　　本会議は、大阪府教育庁教育総務企画課長が主宰する。

（意見聴取）

第５条　　　本会議では、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条　　　本会議は、原則公開とする。

（庶務）

第７条　　　本会議の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課及び大阪私立中学校高等学校連合

会事務局において行う。

（その他）

第８条　　　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、主宰が本会議に諮って定める。

附　則

　　　　　　 この要綱は、令和４年３月31日より施行する。